

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月28日

1. 執行機関の別	2: 教育委員会
2. 都道府県名	東京都
3. 市区町村名	三鷹市
4. 届出番号	2
5. 独自利用事務の事例番号	37-1-1(2)
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	<a href="http://www.city.mitaka.tokyo.jp/c_categories/index05003006.html">http://www.city.mitaka.tokyo.jp/c_categories/index05003006.html</a>

執行機関名 三鷹市教育委員会

知事等(教育委員会)が行う特別支援教育就学奨励費の支給に関する事務(負担金に係る事務)以外の事務であって、地方公共団体においてこれと同様に個人番号を利用する事務(補助金に係る事務)

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって主務省令で定めるもの	就学援助費の支給等に関する事務であって規則で定めるもの(三鷹市教育支援学級就学奨励費支給要綱(平成3年4月1日施行)による教育支援学級就学奨励費の支給に関する事務)
②番号法別表第1の項	26	
③番号法別表第2の項	37	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		三鷹市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成28年1月1日施行)別表第1の第14の項 就学援助費の支給等に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	特別支援学校への就学奨励に関する法律(昭和二十九年六月一日法律第百四十四号)第1条及び第2条第1項	三鷹市教育支援学級就学奨励費支給要綱第1条及び第3条

<p>⑥事務の趣旨又は目的</p>	<p>第一条 この法律は、教育の機会均等の趣旨に則り、かつ、特別支援学校への就学の特殊事情にかんがみ、国及び地方公共団体が特別支援学校に就学する児童又は生徒について行う必要な援助を規定し、もつて特別支援学校における<u>教育の普及奨励</u>を図ることを目的とする。</p> <p>第二条 都道府県は、当該都道府県若しくは当該都道府県に包括される市町村の設置する特別支援学校又は当該都道府県の区域内の私立の特別支援学校への<u>児童又は生徒の就学による保護者等</u>(児童又は未成年の生徒については学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第十六条に規定する保護者、成年に達した生徒についてはその者の就学に要する経費を負担する者をいう。以下同じ。)の経済的負担を軽減するため、その負担能力の程度に応じ、特別支援学校への就学のため必要な経費のうち、小学部又は中学部の児童又は生徒に係るものにあつては第二号から第六号までに掲げるものについて、高等部(専攻科を除く。)の生徒に係るものにあつては第一号から第五号までに掲げるもの(付添人の付添に要する交通費を除く。)について、その全部又は一部を支弁しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>一 教科用図書の新入費</li> <li>二 学校給食費</li> <li>三 通学又は帰省に要する交通費及び付添人の付添に要する交通費</li> <li>四 学校附設の寄宿舎居住に伴う経費</li> <li>五 修学旅行費</li> <li>六 学用品の新入費</li> </ol>	<p>第1条 この要綱は、特別支援学校への就学奨励に関する法律(昭和29年法律第144号)及び関係法令に基づき、三鷹市が実施する<u>就学奨励費</u>(以下「奨励費」という。)の支給について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第3条 奨励費の支給対象者は、三鷹市内に居住し、三鷹市立小中学校又は三鷹市外の国公立小中学校に<u>就学する学校教育法施行令第22条の3に規定する障がい</u>の程度に該当する<u>児童生徒の保護者</u>及び三鷹市立小中学校又は三鷹市外の国公立小中学校に設置されている教育支援学級に在籍し、若しくは通級指導学級に通う<u>児童生徒の保護者</u>で、次の各号に掲げる事項(以下「認定基準」という。)のいずれかに該当し、奨励費の支給を希望する者とする。</p>
<p>⑦独自利用事務の関連規範</p>		<p>三鷹市教育支援学級就学奨励費支給要綱</p>

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 23 条 項 号	三鷹市教育支援学級就学奨励費支給要綱第6条
②事務の内容	特別支援学校への就学奨励に関する法律第五条の経費の算定に必要な資料に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>	就学奨励費の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 23 条 項 1 号	三鷹市教育支援学級就学奨励費支給要綱第4条及び第5条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	特別支援学校への就学奨励に関する法律第二条第一項の保護者等若しくは当該保護者等と同一の世帯に属する者(次号において「保護者等」という。)に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報	当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 23 条 項 2 号	三鷹市教育支援学級就学奨励費支給要綱第5条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	保護者等に係る住民票に記載された住民票関係情報	当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報
備考		